

大阪府下水道事業促進協議会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大阪府下水道事業促進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、大阪府都市整備部下水道室内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協議会は、大阪府内の下水道事業を促進するとともに会員相互の密接な連絡を図りもって府内の下水道の普及整備に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 流域下水道等下水道事業の促進のための要望及び宣伝広報を行うこと。
- (2) 流域下水道及び府内の下水道の施行並びに施設の維持管理等について連絡調整を行うこと。
- (3) 府内の下水道事業が当面する技術的諸問題について、調査研究を行うこと。
- (4) 下水道事業に関する研究会、講習会、講演会を開催すること。
- (5) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

第三章 構 成

第5条 本協議会は、大阪府都市整備部、大阪府内の市町村及び猪名川流域下水道事業連絡会議により構成する。

第四章 役員及び顧問

(役 員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
理 事	若干名
監 事	2名

(顧 問)

第7条 本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、重要会務につき会長の諮問に応じ、又本協議会の運営に関し、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、会員総会において会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選し、総会の承認を得るものとする。

3 理事のうち1名は、常任とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、任期満了後も後継者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員補欠)

第10条 役員に欠員が生じたときは、その構成団体の長が次期総会までその職務を代理する。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第11条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位でその職務を代理する。

(理事及び監事の職務)

第12条 理事は、会務を執行する。

2 監事は、会計を監査し、又本協議会の運営に関し、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第五章 会 議

(会議の種別)

第13条 会議は、通常総会、臨時総会及び理事会とする。

2 通常総会は、年1回これを開催し、臨時総会は、会員総数の過半数の請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき開催し、次の事項を承諾又は議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算並びに決算の承認
- (3) 会則並びにその改正
- (4) 本協議会の運営に関する重要な事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の請求があったとき会長が招集する。

2 理事会は、次の事項を決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決を要するもので、その委任を受けた事項、又、急施を要し、かつ会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項

ただし、この議決は、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

(3) その他会長において必要と認めた事項

(招 集)

第15条 会議は、会長が日時、場所及び会議に付議すべき事項を示して招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも期日の7日前までに全会員に対し、文書で通知しなければならない。

3 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面をもって賛否を求め、会議に代えることができる。

第六章 会計及び事務局

(会 計)

第16条 本協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、別に定める基準により算出した額とする。

3 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

4 会計年度当初から当該年度予算承認日までの間に必要となる経費は、前年度繰越金の額を限度に支出することができる。

(事務局)

第17条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局職員を置く。

2 事務局長は、大阪府都市整備部下水道室長をあてる。

3 事務局長は、会長の指示に従い本協議会の運営を行う。

補 則

1 会則施行のため必要な事項は、理事会の議決をもって別に定めることができる。

附 則

1 大阪府下水道事業促進協議会規約（昭和46年4月1日施行）を本協議会会則と改める。

2 本会則は、昭和63年7月26日から施行する。

3 本会則は、平成20年5月12日から施行する。

4 本会則は、平成26年5月19日から施行する。

5 本会則は、令和5年5月25日から施行する。

会費算定基準

昭和46年4月1日	制定
平成16年7月12日	一部改正
平成19年7月27日	一部改正
平成20年5月12日	一部改正
平成21年5月20日	一部改正
平成24年5月25日	一部改正
平成25年5月23日	一部改正
平成26年5月19日	一部改正
平成29年5月24日	一部改正
令和2年5月28日	一部改正
令和5年5月25日	一部改正
令和8年5月19日	一部改正

大阪府下水道事業促進協議会会則第16条第2項に定める会費は、1団体につき15万円を限度として、次の基準により算定する。

1 市町村

普通会費 市 2万円
町 村 1万円

特別会費 前年度下水道事業費及び都市水環境整備事業費のうち当該市町村事業
70
の $\frac{\quad}{1,000,000}$

2 流域下水道関係団体（大阪府、猪名川流域下水道事業連絡会議）

普通会費 2万円

特別会費 前年度下水道事業費及び都市水環境整備事業費のうち大阪府事業
125
の $\frac{\quad}{1,000,000}$

（経過措置）

- 1 ただし、平成19年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 2 平成22年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 3 平成25年度の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 4 平成26年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 5 平成29年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 6 令和2年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 7 令和5年度より3年間の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。
- 8 令和8年度の暫定措置として、会費は、普通会費のみとする。

大阪府下水道事業促進協議会会員名簿

大 阪 市	箕 面 市	太 子 町
堺 市	柏 原 市	河 南 町
岸 和 田 市	羽 曳 野 市	千 早 赤 阪 村
豊 中 市	門 真 市	猪名川流域下水道事業連絡会議
池 田 市	摂 津 市	大 阪 府
吹 田 市	高 石 市	
泉 大 津 市	藤 井 寺 市	
高 槻 市	東 大 阪 市	
貝 塚 市	泉 南 市	
守 口 市	四 條 畷 市	
枚 方 市	交 野 市	
茨 木 市	大 阪 狭 山 市	
八 尾 市	阪 南 市	
泉 佐 野 市	島 本 町	
富 田 林 市	豊 能 町	
寝 屋 川 市	能 勢 町	
河 内 長 野 市	忠 岡 町	
松 原 市	熊 取 町	
大 東 市	田 尻 町	
和 泉 市	岬 町	以上45会員